

月形町 J R 札沼線鉄道跡地活用の基本方針

令和 5 年 4 月 3 日制定

J R 札沼線（北海道医療大学駅から新十津川駅）の一部廃止に伴い、J R 北海道から譲渡される鉄道跡地は、町内に 1 6 . 7 k m の延長を有している。

鉄道跡地は、農地を分断する要因となっており、営農及び耕作において支障を来している箇所も多く、今後の跡地活用にあたっての課題整理を行い、有効活用策を検討する必要がある。

こうした状況から、住民生活の利便性の向上、農業振興、鉄道レガシーの継承に資する活用を図るため「月形町 J R 札沼線鉄道跡地活用の基本方針」を定める。

1. 跡地活用の方向性

本町に広がる広大な農地、旧石狩月形駅周辺の住宅地と、町全体の自然環境に配慮するとともに、鉄道の記憶を感じることができる跡地利用を計画的に推進する。

新しいまちづくりや地域住民の生活に与える影響など十分考慮し、必要に応じて、利用条件の付与について検討する。

2. 跡地の具体的な活用方法

跡地の活用方法を以下に区分する。

(1) 交通インフラの整備

交通インフラ整備については、町道の新設や道路拡幅などを実施し、住民生活の利便性の向上を図る。

(2) 鉄道レガシーの継承

鉄道の記憶と風景等を継承するため、鉄道施設や鉄道備品の一部を保存する。また、旧石狩月形駅エリアを町民の憩いの場としての景観整備を行う。

(3) 土地の適正管理

鉄道用地については、将来にわたり町有地として適正管理に努めることとする。

(4) 住民への譲渡

鉄道用地は、土地の取得を希望する町民に原則として有償譲渡する。

鉄道用地に面している農地が多いため、農業者等への譲渡を最優先とし、農作業効率の向上、田園風景及び農村地域の景観維持に配慮する。その他、住環境の整備や景観保全が図られ、有効活用が見込める場合においても譲渡の対象とする。

(5) その他の活用

その他の活用方法は、地域の意見を踏まえ進めていくものとする。

3. 鉄道施設について

施設区分	対応方法
橋りょう	5 m以上～全部撤去（須部都川橋りょうを除く5橋） 5 m未満～存置（周辺環境に配慮した維持管理）
軌きょう	レール、枕木の撤去（一部存置）
電気設備	電柱、電線の撤去
駅舎等	札比内駅 施設等の有効活用及び適正管理
	豊ヶ岡駅 現状維持及び適正管理
	石狩月形駅 駅舎撤去 施設等の有効活用及び適正管理
	知来乙駅 ホーム撤去及び適正管理
	月ヶ岡駅 施設等の有効活用及び適正管理

【J R 札沼線鉄道跡地図】



■ ～ 鉄道跡地